



2農振財森第1250号

令和2年11月5日

一般社団法人

日本ショッピングセンター協会 御中

公益財団法人東京都農林水産振興財団

理事長 岩瀬 和春



木材利用推進関係事業の実施にかかる広報の協力依頼について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきまして、当財団で実施しております下記事業について貴団体会員等へ広く周知していただきますようお願いいたします。

記

1 対象事業

- (1) にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業
- (2) 木の街並み創出事業
- (3) 中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業

2 周知依頼内容

別添リーフレットのとおり

担当：

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

森の事業課 森の整備係 市村、大沼、田中

電話 042-528-0641

多摩産材を活用した にぎわい施設整備の支援

補助対象経費の

1/2以内
(上限5,000万円)
を補助



ED@CCO 神田明神文化交流館



奥多摩駅



セリオ八王子



nonowa 武蔵小金井ムサコガーデン



京王あそびの森 HUGHUG

にぎわい施設で目立つ 多摩産材推進事業

終日多くの人が集まり、誰でも利用できる民間事業者が運営する施設(にぎわい施設)での、多摩産材の利用を支援します。目立つ形で多摩産材を利用し、より多くの目に触れることで、多摩産材のPR及び利用拡大に繋がっていきます。

支援内容

- 対象事業** 多摩産材を目立つ形で使った内装・外装の木質化、什器の整備等
- 対象施設** 商業施設や駅舎等、人が多く集まり、誰でも利用できる、民間事業者が運営する東京都内の施設(にぎわい施設)
- 補助金額** 補助対象経費の2分の1以内(上限5,000万円)

詳細は裏面またはWebサイトをご確認ください。

※本事業は東京都と契約を結んで、(公財)東京都農林水産振興財団が運営しています。

にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業

対象事業

多摩産材を目立つ形で使った内装・外装の木質化、什器の整備等

対象施設

商業施設や駅舎等、人が多く集まり、誰でも利用できる、民間事業者が運営する東京都内の施設（にぎわい施設）

募集条件

対象施設は、右記①～⑧の条件をすべて満たすこと

- ① 利用者が制限されないこと
- ② 利用者数が年間10万人以上を見込めること
- ③ 延べ床面積が200㎡以上であること
- ④ 多摩産材が目立つ形で利用されていること
- ⑤ 床・壁・天井等、仕上げ材として表面に使用する多摩産材の面積が20㎡以上、又は、仕上げ材や什器に使用する多摩産材の材積が1㎡以上であること
- ⑥ 補助金申請額が1,000万円以上（補助対象経費が2,000万円以上）であること
- ⑦ 利用者に対して、多摩産材利用の旨を常時発信すること
- ⑧ 整備完了後も、木材の良さや森林の大切さをPRする取組みを実施すること

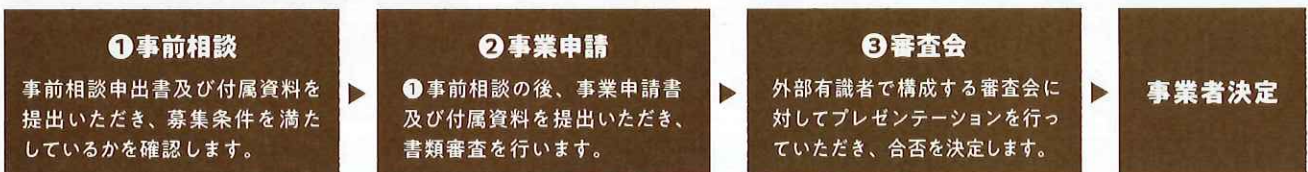
応募対象者

事業費の2分の1以上の自己資金及び借入金を保有し、本事業を実施可能な者（国又は地方公共団体等を除く）

補助金額

本事業に要する経費（補助対象経費）の2分の1以内（上限5,000万円）

事業者決定までの流れ



事業の特色

- 工事の着工及び竣工が来年度以降の事業、工期が数年かかる事業でも申込みが可能です。（ただし、令和5年度末までの竣工及び事業費支払い完了が必須）
- すでに全体または一部について契約を締結している場合や、着工している場合でも、補助金交付が認められる場合がありますので、ご相談ください。

東京の木・多摩産材

東京の森林は、地域材である「東京の木・多摩産材」の供給に加え、水や大気の浄化、二酸化炭素の吸収や災害の防止等の機能を持っています。この多面的機能を十分に発揮していくには、伐採・利用・植栽・保育という森林の循環継続が必要であり、特に多摩産材の利用拡大が欠かせません。

申請にあたっては、Webサイトを併せてご確認ください。

東京都農林水産振興財団 にぎわい

検索



育てます豊かな食とみどりの東京
公益財団法人 **東京都農林水産振興財団**
Tokyo Development Foundation for Agriculture, Forestry and Fisheries

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課
Tel 042-528-0641 Fax 042-528-0619 Email nigiwai@tdfaff.com

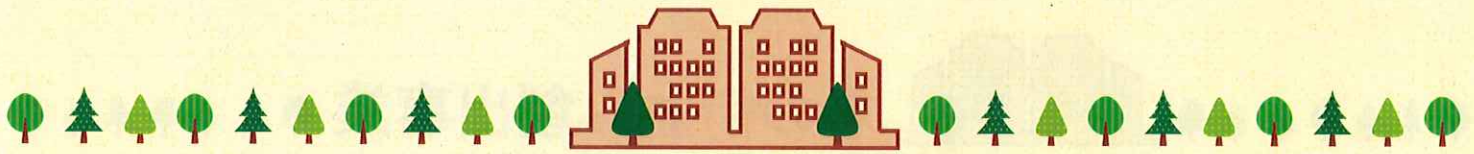


JR青梅線「西立川」駅より徒歩7分
 JR中央線「立川」駅南口より西武バス「立川駅北口行き」10分「農業試験場前」下車

リサイクル連性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

登録番号(31)62



木の街並み創出事業

国産木材を活用した 外壁・外構の木質化 への支援

補助対象経費の
1/2 以内
上限
3,000万円
を補助



民間施設（オフィスビルや商業施設等）において、都民の目に触れ、接することができる、建築物の外壁や外構に広く木材の利用を進めることで、多摩産材をはじめとした国産木材の普及と需要拡大を図ります。

支援内容

- 対象事業** 国産木材（多摩産材を3割以上）を使った外壁・外構の木質化
- 対象施設** 都民の目に触れ、接することができる東京都内に所在する民間施設
- 補助金額** 補助対象経費の2分の1以内（下限額500万円、上限額3,000万円）

※本事業は東京都と契約を結んで、(公財)東京都農林水産振興財団が運営しています。



対象事業

国産木材（多摩産材を3割以上）を使った外壁・外構の木質化

対象施設

都民の目に触れ、接することができる東京都内に所在する民間施設

応募対象者

事業費の2分の1以上の自己資金及び借入金を保有し実施可能な者（国又は地方公共団体等を除く）

補助金額

本事業に要する経費（補助対象経費）の2分の1以内（下限額500万円、上限額3,000万円）

募集条件

下記の⑦～⑩のすべてを満たすこと。

- ⑦ 外壁・外構（木塀、門扉、パーゴラ、ベンチ、デッキ等）に国産木材（うち多摩産材を3割以上使用すること）を使用していること。
- ⑧ 補助金申請額が500万円以上（補助対象経費が1,000万円以上）であること。
- ⑨ 一般都民の目に触れ、接することができること。
- ⑩ 施設の利用者に対し、多摩産材をはじめとする国産木材利用の旨を発信すること。
- ⑪ 多摩産材をはじめとする国産木材は、外壁の場合1㎡当たり0.01㎡以上（補助対象面積の30%以上が木材でおおわれていること）、外構の場合1㎡当たり0.012㎡以上使用すること。

事業者決定までの流れ

① 申請

事業申請書及び添付資料を持参又は郵送ください。

② 審査

事業申請書及び添付資料を基に、書類審査を実施します。

事業者決定

事業の特色

工事の着工及び竣工が申請年度以降の事業、工期が数年かかる事業でも申し込みが可能です（ただし、令和5年度末までの竣工及び事業費支払い完了が必須）。

※すでに全体または一部について契約を締結している場合や、着工している場合でも、補助交付金が認められる場合がありますので、ご相談ください。

申請にあたっては、
Webサイトをご確認ください

東京都農林水産振興財団 木の街並み **検索**

<https://www.tokyo-aff.or.jp/>



中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業

にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業

との併用も可能です。

育てます 豊かな食とみどりの東京



公益財団法人 **東京都農林水産振興財団**
Tokyo Development Foundation for Agriculture, Forestry and Fisheries

〒190-0013 東京都立川市富士見町 3-8-1

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 森の事業課

Tel 042-528-0641 Email machinami@tdfaff.com



JR 青梅線「西立川」駅より
徒歩7分



JR 中央線「立川」駅南口より
西武バス「立川駅北口行き」
10分「農業試験場前」下車



中・大規模建築物の 木造木質化設計支援事業

補助対象経費の
1/2 以内
上限
5,000万円
を補助



Gビル 自由が丘 01B 館 撮影：近代建築社

大学セミナーハウス DiningHall やまゆり (photo Eiji Kitada)



みやむら動物病院 (photo sadamu saito)



中・大規模の民間建築物の設計において、木造木質化を実現するための支援を行うことにより、木造木質化の事例を増加させ、中・大規模の木造木質化建築物の建築促進と全国各地の木材利用促進、さらに森林整備の好循環につなげていくことを目的としています。

対象事業

多摩産材及び国産木材を一定以上使用する
下記対象施設の建築に係る実施設計

対象施設

東京都内の中・大規模民間建築物
(オフィスビルや商業施設等)

補助率等

補助対象経費の2分の1以内
(下限額 500 万円、上限額 5,000 万円)

※本事業は東京都と契約を結んで、(公財) 東京都農林水産振興財団が運営しています。



育てます 豊かな食とみどりの東京
公益財団法人 **東京都農林水産振興財団**
Tokyo Development Foundation for Agriculture, Forestry and Fisheries

 東京都

中・大規模建築物の 木造木質化設計支援事業

事業申請対象者

都内において中・大規模の民間建築物を新築または改築する者であって、補助対象経費の50%以上の自己資金及び借入金を保有し実施可能な者。

対象施設

事業申請対象者が東京都内にて建築、運営しようとする中・大規模の民間施設（オフィスビルや商業施設等）。
なお、住宅部分（事業申請対象者の社宅、寮、及びこれに類するものを除く。）は対象外。

対象事業

主要構造部に国産木材を一定以上使用する対象施設の建築に係る実施設計

補助率等

補助対象経費の2分の1以内
（補助申請額下限500万円、上限5,000万円）

備考

事業が年度をまたぐ場合の申請も可能です。

支援対象事業の条件 下記の⑦～⑩をすべて満たすこと。

⑦主要構造部に国産木材を一定以上使用する以下のいずれかの建築物であること。

- (ア) 補助対象床面積に対する国産木材・木質材料使用量がおおむね0.18㎡/㎡以上である木造または一部木造の建築物
- (イ) 壁、柱、床、はり屋根又は階段の全部又は一部に木材・木質材料を用いており、補助対象床面積に対する国産木材・木質材料使用量がおおむね0.06㎡/㎡以上である混構造の建築物

⑧建築物の規模が以下のいずれかであること。

- (ア) 耐火建築物又は準耐火建築物で、延床面積が500㎡を超えるもの又は階数が3以上
 - (イ) (ア)以外の建築物で、延床面積が500㎡を超えるもの又は階数が4以上
- ※ 混構造の建築物の場合には、上記(ア)(イ)の延床面積が1000㎡を超えるものを対象とする。

⑨使用する国産木材の材積（㎡）のうち、多摩産材を3割以上（内装木質化については5割以上）使用すること。

- ※ 多摩産材使用量が合計で200㎡を超える場合にはこの限りではない。

⑩木造建築物等の普及に寄与するものとして、次の要件に該当すること。

- (ア) 主要な構造部の木材が現して使用される、内装木質化が図られるなど、木材の利用普及効果が認められるもの。又は、多摩産材及び国産木材を使用していることを建築物内に明示できること。
- (イ) 施工中の仮囲いに多摩産材を活用した建物であることと多摩産材を使用することの意義を説明する看板を設置できること。
- (ウ) 多摩産材及び国産木材の活用について、木材使用箇所付近にプレート等を設置してPRするとともに、印刷物やホームページ等により広く公表できること。
- (エ) 工事中や竣工後に建築物の見学会を実施するなど、木造建築物について普及啓発ができること。
- (オ) 木造建築物の普及に資する設計、施工等に関する技術資料を、申請者の利益、地位等を不当に害しない範囲で公表できること。

⑪令和7年2月末日までに実施設計委託の支払いを完了し、工事着手した上で、補助金の請求ができること。

事業の詳細についてはWebサイトをご確認ください

東京都農林水産振興財団 中・大規模

検索

<https://www.tokyo-aff.or.jp/>



にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業

木の街並み創出事業

との併用も可能です。



育てます 豊かな食とみどりの東京

公益財団法人 東京都農林水産振興財団
Tokyo Development Foundation for Agriculture, Forestry and Fisheries

〒190-0013 東京都立川市富士見町 3-8-1

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 森の事業課

Tel 042-528-0641 Email machinami@tdfaff.com



JR 青梅線「西立川」駅より
徒歩7分



JR 中央線「立川」駅南口より
西武バス「立川駅北口行き」
10分「農業試験場前」下車



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。